

平成29年6月定例会議会提出条例のあらまし

- 議案第48号 大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 育児休業について再度の取得等ができる特別の事情に、育児休業等に係る子に関し、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、入所できないことにより養育に著しい支障が場合を追加します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第49号 大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正により拡充された失業等給付を退職手当として支給することができる旨を規定します。
 - (2) 移転費の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により就職する者を追加します。
 - (3) この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用します。（一部を除く。）

- 議案第50号 大東市立市民会館条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 利用に係る申請の方法について、大東市公共施設予約システムを用いる方法へ変更することに伴い、当該システムの運用に整合させるため、利用料金を納付する日等条文中の該当箇所を改正します。
 - (2) この条例は、平成29年9月1日から施行します。

- 議案第51号 大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 大東市都市開発資金特別会計を廃止します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第52号 大東市立北条コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例
 - ・(1) 大東市立北条コミュニティセンター条例、大東市体育施設条例および大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例にあっては、市民以外の者が施設を延長利用する場合における利用料金の加算額等について規定します。
 - (2) 大東市立生涯学習ルーム条例にあっては、施設内において使用者等が守るべき遵

守事項を規定します。

- (3) 大東市立総合文化センター条例にあっては、営利目的の場合または物品販売を行う場合における使用料の加算割合等について規定します。
- (4) 大東市立文化情報センター条例にあっては、営利目的の場合および市民以外の者が使用する場合における使用料の加算割合等について規定します。
- (5) この条例は、公布の日から施行します。